

様式第17の4（第23条の9の3関係）

接続約款設定（変更）届出書

令和3年2月17日

総務大臣 殿

郵便番号 100-6150
(ふりがな) とうきょうとちよだくながたちょう
住所 東京都千代田区永田町2-11-1
(ふりがな) かぶしきがいしやえぬ・てい・てい・どこも
氏名 株式会社NTTドコモ
代表取締役社長 井伊 基之
登録年月日 平成16年4月1日
登録番号 第74号
連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和3年2月24日
------	-----------

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2021/2/24 改正）

新	旧
<p>第 1 章～第 9 章（略）</p> <p>第 10 章 料金等 第 1 節～第 2 節（略） 第 3 節 工事費及び手続費の支払義務 第 55 条～第 56 条（略）</p> <p>第 3 節の 2 その他の費用の支払義務 （ユニバーサルサービス料の支払義務） 第 56 条の 2 協定事業者は、第 53 条の 2（定額制の網使用料の支払義務）第 1 項の規定に基づき別表 1（接続により提供する機能）1 - 1（基本接続機能）に規定する F O M A 特定接続契約者回線管理機能、X i 特定接続契約者回線管理機能、5 G 特定接続契約者回線管理機能、<u>F O M A 特定接続契約者（音声）回線管理機能</u>、<u>X i 特定接続契約者（音声）回線管理機能</u>又は<u>5 G 特定接続契約者（音声）回線管理機能</u>の支払いを要する場合には、当社に対してユニバーサルサービス料の支払いを要します。ただし、F O M A サービス契約約款、X i サービス契約約款又は 5 G サービス契約約款に規定するユニバーサルサービス料の適用除外に該当するときは、その支払いを要しません。</p> <p>2～3（略）</p> <p>第 56 条の 3～第 56 条の 4（略） 第 4 節～第 9 節（略） 第 11 章～第 15 章（略）</p>	<p>第 1 章～第 9 章（略）</p> <p>第 10 章 料金等 第 1 節～第 2 節（略） 第 3 節 工事費及び手続費の支払義務 第 55 条～第 56 条（略）</p> <p>第 3 節の 2 その他の費用の支払義務 （ユニバーサルサービス料の支払義務） 第 56 条の 2 協定事業者は、第 53 条の 2（定額制の網使用料の支払義務）第 1 項の規定に基づき別表 1（接続により提供する機能）1 - 1（基本接続機能）に規定する F O M A 特定接続契約者回線管理機能、X i 特定接続契約者回線管理機能又は 5 G 特定接続契約者回線管理機能の支払いを要する場合には、当社に対してユニバーサルサービス料の支払いを要します。ただし、F O M A サービス契約約款、X i サービス契約約款又は 5 G サービス契約約款に規定するユニバーサルサービス料の適用除外に該当するときは、その支払いを要しません。</p> <p>2～3（略）</p> <p>第 56 条の 3～第 56 条の 4（略） 第 4 節～第 9 節（略） 第 11 章～第 15 章（略）</p>

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2021/2/24 改正）

新		旧	
料金表 通則（略） 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用		料金表 通則（略） 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用	
区 分	内 容	区 分	内 容
(1)～(9)の2	略	(1)～(9)の2	略
(10) F O M A 特定接続契約者回線管理機能に係る料金の適用	F O M A 特定接続契約者回線管理機能に係る料金については、2（料金額）(8)の料金額を適用します。 <u>（ただし、FOMA特定接続契約者（音声）回線管理機能を利用する場合を除く）</u>	(10) F O M A 特定接続契約者回線管理機能に係る料金の適用	F O M A 特定接続契約者回線管理機能に係る料金については、2（料金額）(8)の料金額を適用します。
(11) X i 特定接続契約者回線管理機能に係る料金の適用	X i 特定接続契約者回線管理機能に係る料金については、2（料金額）(9)の料金額を適用します。 <u>（ただし、Xi特定接続契約者（音声）回線管理機能を利用する場合を除く）</u>	(11) X i 特定接続契約者回線管理機能に係る料金の適用	X i 特定接続契約者回線管理機能に係る料金については、2（料金額）(9)の料金額を適用します。
(11)の2 5 G 特定接続契約者回線管理機能に係る料金の適用	5 G 特定接続契約者回線管理機能に係る料金については、2（料金額）(9)の2の料金額を適用します。 <u>（ただし、5G特定接続契約者（音声）回線管理機能を利用する場合を除く）</u>	(11)の2 5 G 特定接続契約者回線管理機能に係る料金の適用	5 G 特定接続契約者回線管理機能に係る料金については、2（料金額）(9)の2の料金額を適用します。
<u>(11)の3 F O M A 特定接続契約者（音声）回線管理機能に係る料金の適用</u>	<u>F O M A 特定接続契約者（音声）回線管理機能に係る料金については、2（料金額）(9)の3の料金額を適用します。</u>		
<u>(11)の4 X i 特定接続契約者（音声）回線管理機能に係る料金の適用</u>	<u>X i 特定接続契約者（音声）回線管理機能に係る料金については、2（料金額）(9)の4の料金額を適用します。</u>		

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2021/2/24 改正）

<p><u>(11)の5 5G特定接続契約者（音声）回線管理機能に係る料金の適用</u></p>	<p><u>5G特定接続契約者（音声）回線管理機能に係る料金については、2（料金額）(9)の5の料金額を適用します。</u></p>		
<p>(12)～(17)</p>	<p>(略)</p>	<p>(12)～(17)</p>	<p>(略)</p>

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2021/2/24 改正）

新				旧			
2 料金額				2 料金額			
区分	単位	料金額	備考	区分	単位	料金額	備考
(1) ~ (9) の2	(略)			(1) ~ (9) の2	(略)		
<u>(9) の3 FOMA特定接続契約者（音声）回線管理機能</u>	<u>1契約者回線ごとに</u>	<u>80円</u>	<u>月額</u>				
<u>(9) の4 Xi特定接続契約者（音声）回線管理機能</u>	<u>1契約者回線ごとに</u>	<u>80円</u>	<u>月額</u>				
<u>(9) の5 5G特定接続契約者（音声）回線管理機能</u>	<u>1契約者回線ごとに</u>	<u>80円</u>	<u>月額</u>				
(10) ~ (14)	(略)			(10) ~ (14)	(略)		
第2 網改造料 (略)				第2 網改造料 (略)			

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2021/2/24 改正）

新						旧					
第2表 工事費及び手続費（略）						第2表 工事費及び手続費（略）					
第3表 その他の費用						第3表 その他の費用					
第1 USIMカードの貸与に係る費用						第1 USIMカードの貸与に係る費用					
1 USIMカードの貸与に係る費用の額						1 USIMカードの貸与に係る費用の額					
区 分		単 位	形 状	費用の額	備 考	区 分		単 位	形 状	費用の額	備 考
USIMカードの貸与に係る費用	USIMカードの貸与に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用	1枚ごと	Plug-in UICC、Mini-UICC、又は4FF	292円	<u>FOMA特定接続契約</u> 、 <u>Xi特定接続契約</u> 、 <u>5G特定接続契約</u> での利用が可能です。	USIMカードの貸与に係る費用	USIMカードの貸与に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用	1枚ごと	Plug-in UICC、Mini-UICC、又は4FF	292円	FOMA直収ポケット接続機能、Xi直収ポケット接続機能又は5G直収ポケット接続機能での利用が可能です。
第2（略）						第2（略）					

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2021/2/24 改正）

新			旧		
別表 1 接続により提供する機能 1-1 基本接続機能			別表 1 接続により提供する機能 1-1 基本接続機能		
区分	内容	備考	区分	内容	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
FOMA特定接続契約者回線管理機能	<u>FOMA直収パケット接続機能を利用する</u> FOMA特定接続契約者回線に係る情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	—	FOMA特定接続契約者回線管理機能	FOMA特定接続契約者回線に係る情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	—
Xi特定接続契約者回線管理機能	<u>Xi直収パケット接続機能を利用する</u> Xi特定接続契約者回線に係る情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	—	Xi特定接続契約者回線管理機能	Xi特定接続契約者回線に係る情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	—
5G特定接続契約者回線管理機能	<u>5G直収パケット接続機能を利用する</u> 5G特定接続契約者回線に係る情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	—	5G特定接続契約者回線管理機能	5G特定接続契約者回線に係る情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	—
<u>00XY自動付与機能</u>	<u>当社の交換設備において、協定事業者と接続するために、仮想携帯電話事業者が利用する事業者識別番号（番号規則別表第10号に規定する電気通信番号に限る。）を識別等する機能</u>	—			
<u>FOMA特定接続契約者（音声）回線管理機能</u>	<u>00XY自動付与機能を利用するFOMA特定接続契約者回線に係る情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能</u>	—			
<u>Xi特定接続契約者（音声）回線管理機能</u>	<u>00XY自動付与機能を利用するXi特定接続契約者回線に係る情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能</u>	—			

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2021/2/24 改正）

5G特定接続契約者（音声）回線管理機能	00XY自動付与機能を利用する5G特定接続契約者回線に係る情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	—			
削除	—	—	削除	—	—
1-2 付加接続機能			1-2 付加接続機能		
区分	内容	備考	区分	内容	備考
FOMA特定接続契約者回線課金情報提供機能	当社がFOMA特定接続契約者回線管理機能又はFOMA特定接続契約者（音声）回線管理機能を提供する協定事業者に対して、協定事業者が課金するために必要なFOMA特定接続契約者回線に係る通信時間、通信回数又はパケット通信量の情報を当社が定める方法により提供する機能	—	FOMA特定接続契約者回線課金情報提供機能	当社がFOMA特定接続契約者回線管理機能を提供する協定事業者に対して、協定事業者が課金するために必要なFOMA特定接続契約者回線に係るパケット通信量の情報を当社が定める方法により提供する機能	—
Xi特定接続契約者回線課金情報提供機能	当社がXi特定接続契約者回線管理機能又はXi特定接続契約者（音声）回線管理機能を提供する協定事業者に対して、協定事業者が課金するために必要なXi特定接続契約者回線に係る通信時間、通信回数又はパケット通信量の情報を当社が定める方法により提供する機能	—	Xi特定接続契約者回線課金情報提供機能	当社がXi特定接続契約者回線管理機能を提供する協定事業者に対して、協定事業者が課金するために必要なXi特定接続契約者回線に係るパケット通信量の情報を当社が定める方法により提供する機能	—
5G特定接続契約者回線課金情報提供機能	当社が5G特定接続契約者回線管理機能又は5G特定接続契約者（音声）回線管理機能を提供する協定事業者に対して、協定事業者が課金するために必要な5G特定接続契約者回線に係る通信時間、通信回数又はパケット通信量の情報を当社が定める方法により提供す	—	5G特定接続契約者回線課金情報提供機能	当社が5G特定接続契約者回線管理機能を提供する協定事業者に対して、協定事業者が課金するために必要な5G特定接続契約者回線に係るパケット通信量の情報を当社が定める方法により提供する機能	—

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2021/2/24 改正）

	る機能				
削除	—	—	削除	—	—
1 - 3 個別占有の接続機能（略）			1 - 3 個別占有の接続機能（略）		
1 - 4 付加機能接続機能（略）			1 - 4 付加機能接続機能（略）		
別表2 接続形態 <u>（添付1）</u>			別表2 接続形態 （添付2）		
別表3（略）			別表3（略）		

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2021/2/24 改正）

新	旧
<p><u>附 則（令和 3 年 2 月 17 日経企第 2718 号）</u> <u>（実施時期）</u> <u>この改正規定は、令和 3 年 2 月 24 日から実施します。</u></p>	

別表2 接続形態
1 適用

区 分	内 容																														
(1) 事業者の区分	<p>本表においては、左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発信事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td>着信事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td>経由事業者</td> <td>利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者（発信事業者及び着信事業者を除きます。）</td> </tr> <tr> <td>NTT地</td> <td>特定端末系事業者</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td>端末系事業者</td> </tr> <tr> <td>中継</td> <td>中継事業者</td> </tr> <tr> <td>国際</td> <td>国際系事業者</td> </tr> <tr> <td>携帯</td> <td>携帯電話事業者</td> </tr> <tr> <td>PHS</td> <td>PHS事業者</td> </tr> <tr> <td>SCP</td> <td>自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td>専用</td> <td>専用役務を提供する電気通信事業者のうち、国内電気通信役務を提供する事業者</td> </tr> <tr> <td>ISP</td> <td>直回収線等接続事業者（仮想携帯電話事業者を除きます。）</td> </tr> <tr> <td>IP</td> <td>IP電話事業者</td> </tr> <tr> <td>MVNO</td> <td>仮想携帯電話事業者</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	意 味	発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者	着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者	経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者（発信事業者及び着信事業者を除きます。）	NTT地	特定端末系事業者	地域	端末系事業者	中継	中継事業者	国際	国際系事業者	携帯	携帯電話事業者	PHS	PHS事業者	SCP	自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者	専用	専用役務を提供する電気通信事業者のうち、国内電気通信役務を提供する事業者	ISP	直回収線等接続事業者（仮想携帯電話事業者を除きます。）	IP	IP電話事業者	MVNO	仮想携帯電話事業者
用 語	意 味																														
発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者																														
着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者																														
経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者（発信事業者及び着信事業者を除きます。）																														
NTT地	特定端末系事業者																														
地域	端末系事業者																														
中継	中継事業者																														
国際	国際系事業者																														
携帯	携帯電話事業者																														
PHS	PHS事業者																														
SCP	自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者																														
専用	専用役務を提供する電気通信事業者のうち、国内電気通信役務を提供する事業者																														
ISP	直回収線等接続事業者（仮想携帯電話事業者を除きます。）																														
IP	IP電話事業者																														
MVNO	仮想携帯電話事業者																														
(2) 表の適用	<p>本表において接続形態を次の各号により規定します。</p> <p>ア 「発信事業者」欄に示す事業者から発信し、「経由事業者」欄に示す事業者（2-2表においては、同一事業者を複数経由する場合も含みます。）を経由して「着信事業者」欄に示す事業者に着信する通信。ただし、該当の事業者が存在しない場合はその欄を空欄とし、右の「着信事業者」欄に示す事業者に着信するものとします。</p> <p>イ 各表適用欄においては、左欄の記号はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">記 号</th> <th style="text-align: center;">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a)</td> <td>第75条（ローミング等に係る特例）に規定する特例を適用する通信</td> </tr> <tr> <td>(b)</td> <td>当社が他社相互接続通信について利用者料金（役務区間単位料金）の課金を行う通信</td> </tr> <tr> <td>(c)</td> <td>協定事業者が相互接続通信について利用者料金（役務区間単位料金）の課金を行う通信</td> </tr> <tr> <td>(d)</td> <td>当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信</td> </tr> <tr> <td>(e)</td> <td>第82条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）の規定に基づき契約者情報の提供が可能な通信</td> </tr> <tr> <td>(f)</td> <td>別表1（接続により提供する機能）1-1（基本接続機能）に規定するFOMA直収パケット接続機能、Xi直収パケット接続機能若しくは5G直収パケット接続機能に係る通信又は00XY自動付与機能に係る通信</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 経由事業者中に中継事業者が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の中継事業者を「中継（n）」と表します。</p> <p>エ 経由事業者中に特定端末系事業者が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目（発信事業者が特定端末系事業者の場合は発信事業者を除く。）の特定端末系事業者を「NTT地（n）」と表します。また、特定端末系事業者が発信事業者となる場合は「NTT地（発）」と表し、着信事業者となる場合は「NTT地（着）」と表します。</p> <p>オ 第1欄及び本欄ア欄の規定にかかわらず、「発信事業者欄」、「経由事業者欄」又は「着信事業者欄」における各事業者の区間には、当該事業者以外の専用役務提供区間を含む場合があります。</p> <p>カ 国際呼において、国際系事業者が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の国際系事業者を「国際（n）」と表します。</p> <p>キ 発信事業者から着信事業者に携帯電話事業者が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の携帯電話事業者を「携帯（n）」と表します。</p> <p>ク 発信事業者から着信事業者に当社が複数存在する場合は、当社が発信事業者となる場合は「当社（発）」と表し、着信事業者となる場合は「当社（着）」と表します。</p> <p>ケ 協定事業者が当社のMNPリダイレクション機能を選択した場合の接続形態は省略するものとします。</p> <p>コ 第1欄及び本欄ア欄の規定にかかわらず、「発信事業者欄」又は「着信事業者欄」に「IP」と記述がある場合には、当該事業者以外のデータ伝送役務提供区間を含む場合があります。</p>	記 号	意 味	(a)	第75条（ローミング等に係る特例）に規定する特例を適用する通信	(b)	当社が他社相互接続通信について利用者料金（役務区間単位料金）の課金を行う通信	(c)	協定事業者が相互接続通信について利用者料金（役務区間単位料金）の課金を行う通信	(d)	当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信	(e)	第82条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）の規定に基づき契約者情報の提供が可能な通信	(f)	別表1（接続により提供する機能）1-1（基本接続機能）に規定するFOMA直収パケット接続機能、Xi直収パケット接続機能若しくは5G直収パケット接続機能に係る通信又は00XY自動付与機能に係る通信																
記 号	意 味																														
(a)	第75条（ローミング等に係る特例）に規定する特例を適用する通信																														
(b)	当社が他社相互接続通信について利用者料金（役務区間単位料金）の課金を行う通信																														
(c)	協定事業者が相互接続通信について利用者料金（役務区間単位料金）の課金を行う通信																														
(d)	当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信																														
(e)	第82条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）の規定に基づき契約者情報の提供が可能な通信																														
(f)	別表1（接続により提供する機能）1-1（基本接続機能）に規定するFOMA直収パケット接続機能、Xi直収パケット接続機能若しくは5G直収パケット接続機能に係る通信又は00XY自動付与機能に係る通信																														

別表2 接続形態
1 適用

区 分	内 容																														
(1) 事業者の区分	<p>本表においては、左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="605 415 765 443">用 語</th> <th data-bbox="765 415 1961 443">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="605 443 765 470">発信事業者</td> <td data-bbox="765 443 1961 470">利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="605 470 765 497">着信事業者</td> <td data-bbox="765 470 1961 497">利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="605 497 765 558">経由事業者</td> <td data-bbox="765 497 1961 558">利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者（発信事業者及び着信事業者を除きます。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="605 558 765 585">NTT地</td> <td data-bbox="765 558 1961 585">特定端末系事業者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="605 585 765 613">地域</td> <td data-bbox="765 585 1961 613">端末系事業者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="605 613 765 640">中継</td> <td data-bbox="765 613 1961 640">中継事業者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="605 640 765 667">国際</td> <td data-bbox="765 640 1961 667">国際系事業者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="605 667 765 695">携帯</td> <td data-bbox="765 667 1961 695">携帯電話事業者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="605 695 765 722">PHS</td> <td data-bbox="765 695 1961 722">PHS事業者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="605 722 765 749">SCP</td> <td data-bbox="765 722 1961 749">自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="605 749 765 777">専用</td> <td data-bbox="765 749 1961 777">専用役務を提供する電気通信事業者のうち、国内電気通信役務を提供する事業者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="605 777 765 804">ISP</td> <td data-bbox="765 777 1961 804">直回収線等接続事業者（仮想携帯電話事業者を除きます。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="605 804 765 831">IP</td> <td data-bbox="765 804 1961 831">IP電話事業者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="605 831 765 858">MVNO</td> <td data-bbox="765 831 1961 858">仮想携帯電話事業者</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	意 味	発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者	着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者	経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者（発信事業者及び着信事業者を除きます。）	NTT地	特定端末系事業者	地域	端末系事業者	中継	中継事業者	国際	国際系事業者	携帯	携帯電話事業者	PHS	PHS事業者	SCP	自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者	専用	専用役務を提供する電気通信事業者のうち、国内電気通信役務を提供する事業者	ISP	直回収線等接続事業者（仮想携帯電話事業者を除きます。）	IP	IP電話事業者	MVNO	仮想携帯電話事業者
用 語	意 味																														
発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者																														
着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者																														
経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者（発信事業者及び着信事業者を除きます。）																														
NTT地	特定端末系事業者																														
地域	端末系事業者																														
中継	中継事業者																														
国際	国際系事業者																														
携帯	携帯電話事業者																														
PHS	PHS事業者																														
SCP	自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者																														
専用	専用役務を提供する電気通信事業者のうち、国内電気通信役務を提供する事業者																														
ISP	直回収線等接続事業者（仮想携帯電話事業者を除きます。）																														
IP	IP電話事業者																														
MVNO	仮想携帯電話事業者																														
(2) 表の適用	<p>本表において接続形態を次の各号により規定します。</p> <p>ア 「発信事業者」欄に示す事業者から発信し、「経由事業者」欄に示す事業者（2-2表においては、同一事業者を複数経由する場合も含みます。）を経由して「着信事業者」欄に示す事業者に着信する通信。ただし、該当の事業者が存在しない場合はその欄を空欄とし、右の「着信事業者」欄に示す事業者に着信するものとします。</p> <p>イ 各表適用欄においては、左欄の記号はそれぞれ右欄の意味で使します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="655 1119 765 1146">記 号</th> <th data-bbox="765 1119 1961 1146">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="655 1146 765 1173">(a)</td> <td data-bbox="765 1146 1961 1173">第75条（ローミング等に係る特例）に規定する特例を適用する通信</td> </tr> <tr> <td data-bbox="655 1173 765 1201">(b)</td> <td data-bbox="765 1173 1961 1201">当社が他社相互接続通信について利用者料金（役務区間単位料金）の課金を行う通信</td> </tr> <tr> <td data-bbox="655 1201 765 1228">(c)</td> <td data-bbox="765 1201 1961 1228">協定事業者が相互接続通信について利用者料金（役務区間単位料金）の課金を行う通信</td> </tr> <tr> <td data-bbox="655 1228 765 1255">(d)</td> <td data-bbox="765 1228 1961 1255">当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信</td> </tr> <tr> <td data-bbox="655 1255 765 1283">(e)</td> <td data-bbox="765 1255 1961 1283">第82条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）の規定に基づき契約者情報の提供が可能な通信</td> </tr> <tr> <td data-bbox="655 1283 765 1344">(f)</td> <td data-bbox="765 1283 1961 1344">別表1（接続により提供する機能）1-1（基本接続機能）に規定するFOMA直収パケット接続機能又はXi直収パケット接続機能に係る通信</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 経由事業者の中継事業者が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の中継事業者を「中継（n）」と表します。</p> <p>エ 経由事業者に特定端末系事業者が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目（発信事業者が特定端末系事業者の場合は発信事業者を除く。）の特定端末系事業者を「NTT地（n）」と表します。また、特定端末系事業者が発信事業者となる場合は「NTT地（発）」と表し、着信事業者となる場合は「NTT地（着）」と表します。</p> <p>オ 第1欄及び本欄ア欄の規定にかかわらず、「発信事業者欄」、「経由事業者欄」又は「着信事業者欄」における各事業者の区間には、当該事業者以外の専用役務提供区間を含む場合があります。</p> <p>カ 国際呼において、国際系事業者が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の国際系事業者を「国際（n）」と表します。</p> <p>キ 発信事業者から着信事業者に携帯電話事業者が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の携帯電話事業者を「携帯（n）」と表します。</p> <p>ク 発信事業者から着信事業者に当社が複数存在する場合は、当社が発信事業者となる場合は「当社（発）」と表し、着信事業者となる場合は「当社（着）」と表します。</p> <p>ケ 協定事業者が当社のMNPリダイレクション機能を選択した場合の接続形態は省略するものとします。</p> <p>コ 第1欄及び本欄ア欄の規定にかかわらず、「発信事業者欄」又は「着信事業者欄」に「IP」と記述がある場合には、当該事業者以外のデータ伝送役務提供区間を含む場合があります。</p>	記 号	意 味	(a)	第75条（ローミング等に係る特例）に規定する特例を適用する通信	(b)	当社が他社相互接続通信について利用者料金（役務区間単位料金）の課金を行う通信	(c)	協定事業者が相互接続通信について利用者料金（役務区間単位料金）の課金を行う通信	(d)	当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信	(e)	第82条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）の規定に基づき契約者情報の提供が可能な通信	(f)	別表1（接続により提供する機能）1-1（基本接続機能）に規定するFOMA直収パケット接続機能又はXi直収パケット接続機能に係る通信																
記 号	意 味																														
(a)	第75条（ローミング等に係る特例）に規定する特例を適用する通信																														
(b)	当社が他社相互接続通信について利用者料金（役務区間単位料金）の課金を行う通信																														
(c)	協定事業者が相互接続通信について利用者料金（役務区間単位料金）の課金を行う通信																														
(d)	当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信																														
(e)	第82条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）の規定に基づき契約者情報の提供が可能な通信																														
(f)	別表1（接続により提供する機能）1-1（基本接続機能）に規定するFOMA直収パケット接続機能又はXi直収パケット接続機能に係る通信																														